

伊方原発 再稼働

社説比較

2016年8月12日に
愛媛県の四国電力伊方原発3号機が再稼働しました。
それを受けての全国紙+αの社説比較
産経・読売は再稼働を歓迎していますが、
いずれも運転差止仮処分の申し立てに触れてますので、今回そこに注目

産経新聞

161万部

①

2016年8月13日 主張

伊方原発 再稼働で安全力高めたい

現在、住民側から広島、松山、大分の3地方裁判所に
運転差し止め仮処分の申し立てが行われており、
予断を許さない情勢となっている。

原子力規制委員会によって安全性が確認された原発の運転
に対する差し止めの仮処分ということ自体が釈然としない。

仮処分は、
申し立てる側に「著しい損害」や「急迫の危険」があるときに、
それを避けるための緊急避難的措置である。

規制委による原発の安全審査は福島事故前に比べ、
格段に厳しくなっている。

危険性を極限まで排除した審査に合格した原発の
運転に対し、差し迫った危険があると判断することには、
そもそも根本的な矛盾と無理があろう。

にもかかわらず、伊方3号機の場合は、
3地裁に運転停止の仮処分の申し立てが行われているのだから、
異常事態と言ってよい。

四国電力には、3地裁での審尋で、
3号機の稼働による急迫の危険はないことを明確に説明し、
誤解を解いてもらいたい。

参考資料 各紙の販売部数

①読売新聞HP 全国紙の都道府県別販売部数と世帯普及率 2015年1月～6月平均
<http://adv.yomiuri.co.jp/yomiuri/circulation/national03.html>

②東京アドレッシブHP 本版（関東全域）2015年1～6月半期レポート

http://www.adrep.co.jp/media_list/

③愛媛新聞HP 愛媛新聞発行部数 2016年1月

http://www.ehime-np.co.jp/ad/ad_guide/media/

④脱原発弁護団全国連絡会HP 速報：大津地裁、高浜原発3・4号機差止仮処分認める
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/16-03-09/>

2016年8月14日 社説

伊方原発再稼働
電力の安定供給に寄与する

懸念されるのは、司法判断による運転停止だ。反原発派の住民らが、広島、松山、大分各地裁に、伊方3号機の運転差し止めを求める仮処分を申し立てている。高浜原発の運転を差し止めた大津地裁の決定は、非現実的なゼロリスクへの固執が際立った。

再稼働は、規制委の厳しい審査を経ている。司法の不合理な判断で、これ以上、国のエネルギー政策を混乱させてはなるまい。

2016年8月13日 社説

伊方原発 またも見切り発車か

680万部
①

電力会社や国、自治体は、課題にほおかむりしたままの原発再稼働はもうやめるべきだ。

2016年8月17日 社説

伊方原発再稼働 格別に不安材料が多い

328万部
①

複合災害対策を先送りしたまま、原発に回帰する政府や電力会社の姿勢を認めることはできない。

2016年8月13日 社説

伊方原発再稼働 住民は誰が守るのか

51万部
②

最低限、避難の有効性がしかるべき機関に保証されない限り、原発は動かすべきではない。

2016年8月13日 社説

伊方3号機再稼働 「脱原発」の道筋明示を急ぎたい

「脱原発」への道筋を明確に示し、電力会社の路線転換を支援、誘導する政策を早急に打ち出すことが政治の責任だと、肝に銘じなければならない。

25万部
③

最後に一言

ちなみに8月19日付朝刊までで日経新聞は社説で触れていません。産経、読売は「『厳しい』規制基準に合格してるんだから、それを危険だと判断する司法はおかしい」と言ってるわけですが、そもそも、その規制基準に疑問符をつけてるのが、司法なんですけどね。例えば大津地裁の高浜原発運転差止仮処分決定はこう言っています。「福島第一原子力発電所事故の原因究明は、建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばの状況であり、(中略)原因究明を徹底的に行うことが不可欠である。この点についての債務者(関西電力)の主張及び疎明は未だ不十分な状態にあるにもかかわらず、この点に意を払わないのであれば、そしてこのような姿勢が、債務者ひいては原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚えるものといわざるを得ない。」(参考資料④)